



島根県報

平成17年 4 月 1 日 (金)
号外 第 54 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

こいの持出しの禁止に係る水系の範囲	(水 産 課)	1
内水面漁管委指示		
あゆの採捕の禁止		1
こいの持出し禁止		1

告 示

島根県告示第467号

平成17年島根県内水面漁場管理委員会指示第 2 号に基づき、こいの持出しを禁止する水系の範囲を次のとおり定める。
平成17年 4 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

神戸川水系河川の本流及び支流(来島ダムから下流)、十間川水系河川の本流及び支流並びに神西湖並びに堀川水系河川の本流及び支流

内水面漁場管理委員会指示

島根県内水面漁場管理委員会指示第 1 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第 1 項及び第130条第 4 項の規定に基づき、あゆの繁殖を保護を図るため次のとおりあゆの採捕を禁止する。
平成17年 4 月 1 日

島根県内水面漁場管理委員会会長 平 田 民 夫

禁 止 す る 河 川	禁 止 す る 期 間
田儀川及び小田川	平成17年から平成19年の毎年 5 月20日から 6 月20日まで。ただし、手釣り及びさお釣りを除く。
益田川(益田市昭和町昭和橋下流端から同市乙吉町雪舟橋下流端まで)	平成17年から平成19年の毎年10月 6 日から11月30日まで

島根県内水面漁場管理委員会指示第 2 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第 1 項及び第130条第 4 項の規定に基づき、次のとおり指示する。
平成17年 4 月 1 日

島根県内水面漁場管理委員会会長 平 田 民 夫

公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイヘルペスウイルス病が発生又は発生している疑いがあると、島根県知事が認めた場合には、当該水系（水面に設置した工作物等により、こいの遡上が考えられず、制限する必要があると判断される上流域を除く。）においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、こいを持ち出してはならない。但し、区画漁業権漁場からの持ち出し及び検査を行うための持ち出しは除く。

この場合、知事は、当該水系の範囲について速やかに公表するものとする。

2 指示期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで